

議案第77号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、変更調書のとおりつくば市内の字の区域の変更をすることについて、議会の議決を求める。

平成26年6月10日

つくば市長 市原 健一

変更調書

酒丸元中東字向木内前に変更する区域

遠東 字久地前 366の2の一部, 372の1の一部, 373, 374の1

同 字津あらく 942の一部, 943の1の一部, 943の2の一部, 944, 945の1, 948の1の一部, 948の2の一部, 950の一部

同 字須賀 1352の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

遠東字前畑に変更する区域

酒丸元中東 字向木内前 500, 505, 506, 508

遠東 字久地前 380

同 字須賀 1352の1, 1353から1363まで, 1364の1, 1365, 1366, 1367の1, 1368, 1369の4

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

遠東字南原に変更する区域

酒丸元中東 字向木内前 510から514まで, 515の1, 515  
の2, 516から523まで, 524の1, 524  
の2, 525, 526, 528, 539の1, 53  
9の2

遠東 字松山 330の一部, 331から335まで, 337の1,  
338, 339の1, 801の2から801の4ま  
での各一部, 802の一部, 805の一部, 806  
の一部, 807の1の一部, 807の2の一部, 8  
08の一部, 809の一部, 810の2, 812

同 字久地前 366の3, 366の4, 367, 372の1の一  
部, 372の2, 379の1, 379の2, 383,  
384, 385の1, 385の2

同 字香ノ内 386の3, 386の4

同 字前畑 404の2, 404の3, 405の1, 405の2,  
406, 407, 408の1, 408の2, 409  
の5, 420から422までの各一部,

同 字愛宕前 919の1の一部, 919の2の一部, 920

同 字津あらく 955の2

同 字東畑 1137の1, 1137の3, 1137の5, 1138の1から1138の3まで, 1139

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

遠東字坂町に変更する区域

酒丸元中東 字向木内前 540, 541

同 字南原 365の1

同 字久地前 366の1, 366の2の一部, 366の5

同 字津あらく 942の一部, 943の1の一部, 943の2の一部, 948の1の一部, 949の1, 949の2, 950の一部, 952の1, 953, 954, 955の1, 956の1から956の3まで, 960, 961, 962の1, 964

同 字西畑 963の1, 963の2

遠東字大六天に変更する区域

同 字東山 792の2, 793, 794の3の一部

同 字大久保 1 2 2 0, 1 2 2 1 の 2, 1 2 2 8 の 1, 1 2 2 8  
の 2, 1 2 2 9

及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

遠東字松山に変更する区域

同 字東山 7 9 4 の 1, 7 9 4 の 3 の一部, 7 9 4 の 4 から 7  
9 4 の 9 まで, 7 9 4 の 1 4 から 7 9 4 の 2 1 まで,  
7 9 4 の 2 3, 7 9 4 の 2 4

同 字愛宕前 9 1 8 の 1, 9 1 8 の 2, 9 1 9 の 1 の一部, 9 1  
9 の 2 の一部

同 字南原 9 2 1 の一部, 9 2 2 の一部, 1 1 4 5 の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

遠東字大久保に変更する区域

同 字松山 8 1 3 の 1

同 字千げん前 1 1 2 2 の 1, 1 1 2 2 の 3, 1 1 2 3 の 1, 1 1  
2 3 の 2, 1 1 2 6

同 字東畑 1 1 2 7 から 1 1 3 1 まで, 1 1 3 2 の 1, 1 1 3  
2 の 2, 1 1 3 3 の 1, 1 1 3 3 の 2, 1 1 3 4

同 字南原 1145から1148までの各一部, 1149から  
1154まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

上記地番は平成25年7月25日現在の登記簿による。